

平成28年6月7日

株主各位

第66回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告の「6. 会社の体制及び方針」
 - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制
 - (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

ナカバヤシ株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nakabayashi.co.jp/>)に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年6月26日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部を改定することを決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範としてナカバヤシ・グループ倫理規範及びコンプライアンス・マニュアルその他規定を制定する。
- (2) 当社に内部統制推進室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備・維持・運用を推進し、取締役会ならびに監査等委員会に定期的に報告する。
- (3) 当社の内部監査室は、内部統制推進室と連携の上、当社及び当社グループ会社に対する内部監査を実施し、定期的に監査等委員会にその状況を報告する。
- (4) 当社は、当社グループ会社の取締役及び使用人が、当社内部統制推進室又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、稟議書等の決裁書類等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査等委員は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規定において、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、内部統制推進室が当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (2) 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画」を策定し、当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- (2) 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規則のほか、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程を制定する。当社グループ会社においても、その規模等に準じた職務権限規程・業務分掌規程・組織図等の整備を行わせるものとする。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、内部統制推進室において当社グループ全体の内部統制を統括し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (2) 当社は、関係会社管理規程において、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告することを義務付けることとし、一定の重要性基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、内部監査室を設置するとともに、内部統制推進室において監査等委員会への情報提供体制を整備・構築する。

7. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室に所属する使用人の人事異動・人事評価については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。また、監査等委員会の職務を補助すべく指示を受けたものは、取締役(監査等委員である取締役を除く。)その他使用人からの指示命令を受けない旨の規定を職務権限規程、業務分掌規程等に明記する。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- (2) 内部統制推進室を当社又は当社グループ会社の内部通報制度の担当部署とし、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。

9. 当社の監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保証する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、中長期的な企業価値の持続的向上のために内部統制が重要な要素であることを重視し、当期においては、期初の平成27年4月1日に内部統制推進室を設置し、所管を法務課とするコンプライアンス委員会を設置することとしました。また、改正会社法により創設された監査等委員会設置会社が当社にとって最適な会社形態であると判断し、平成27年6月26日開催の第65回定時株主総会の決議をいただき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、取締役会から常務会に一定基準に基づく権限移譲を行い、経営の機動性・効率性を確保するとともに取締役会の監督機能を強化し、内部統制システムの質的向上を図ることができるものと考えております。

当期におきましては、体制の構築強化のために諸規程を整備することとし、先ずコンプライアンス体制を強化するために就業規則、内部通報規程を改定し、内部通報制度において外部通報窓口の新設、対象範囲をグループ全体に拡大することとしました。また、リスク管理面では、リスク管理規程を改定し、リスク管理体制の強化を図りました。なお、内部監査室については、業務分掌規程を改定し、内部監査室の業務執行側からの指揮命令系統離脱を明文化することにより確保しております。

一方、グループ全体の管理という面も考慮し、平成27年11月20日に当社グループの中期経営計画を策定し、中期基本方針として、グループ全体のブランド確立とシナジー効果の最大化を図り収益力を強化することを基本とし、中期経営計画の各事業年度のグループ連結売上高、経常利益、経常利益率、ROE数値を目標に掲げ、年3回開催される関係会社会議、同じく年3回開催される営業会議において、進捗管理、情報把握を行いました。また、関係会社管理規程を改定し、関係会社からの報告事項及び承認事項の明確化と重要性基準の明確化を行い業務の適正を確保しております。

なおまた、財務内部統制活動を通じ、関係会社の財務内部統制を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	6,666	8,740	5,782	△1,339	19,849
当期変動額					
剰余金の配当			△331		△331
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,206		1,206
自己株式の取得				△393	△393
自己株式の消却		△454		454	－
その他資本剰余金の負 の残高の振替		454	△454		－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	420	61	481
当期末残高	6,666	8,740	6,203	△1,278	20,331

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	556	60	117	89	823	994	21,667
当期変動額							
剰余金の配当							△331
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,206
自己株式の取得							△393
自己株式の消却							－
その他資本剰余金の負 の残高の振替							－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△214	△184	△6	△523	△929	265	△664
当期変動額合計	△214	△184	△6	△523	△929	265	△182
当期末残高	341	△123	110	△434	△105	1,259	21,485

連結注記表

継続企業の前記に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ① 連結子会社の数 15社
- ② 連結子会社の名称

兵庫ナカバヤシ株式会社、島根ナカバヤシ株式会社、フェル販売株式会社、株式会社ミヨシ、リーマン株式会社、日本通信紙株式会社、ウーマンスタッフ株式会社、フランクリン・プランナー・ジャパン株式会社、株式会社松本コトタイプ光芸社、カグクロ株式会社、松江バイオマス発電株式会社、リーベックス株式会社
有限会社マルヨシ民芸家具、寧波仲林文化用品有限公司、仲林(寧波)商業有限公司

上記のうち、リーベックス株式会社については当社が、有限会社マルヨシ民芸家具についてはカグクロ株式会社が当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

なお、従来、連結子会社であった協友株式会社は、平成27年4月1日をもってカグクロ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

- ① 非連結子会社の名称
フェルネット株式会社、島根ナカバヤシサンワークス株式会社、NTK石岡ワークス株式会社、NCL VIETNAM CO.,LTD.
- ② 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

- ① 非連結子会社
フェルネット株式会社、島根ナカバヤシサンワークス株式会社、NTK石岡ワークス株式会社、NCL VIETNAM CO.,LTD.
- ② 持分法を適用しない理由
持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、寧波仲林文化用品有限公司及び仲林(寧波)商業有限公司の決算日は12月31日、ウーマンスタッフ株式会社の決算日は3月15日、有限会社マルヨシ民芸家具の決算日は5月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、有限会社マルヨシ民芸家具は2月29日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、他の連結子会社は各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、リーベックス株式会社の決算日は4月30日でありましたが、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(その他有価証券)
 - (a) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (b) 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定率法
 - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。
 - また在外子会社は、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法
 - ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法を採用しております。
 - リース資産
- ③ 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 - 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。
 - 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計の方法
 - 繰延ヘッジ処理によっております。
 - なお、為替予約および通貨スワップについて、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが行われた年度の影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

(1) 前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記することに変更しております。

なお、前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」は59百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	321百万円
土地	518百万円
投資有価証券	451百万円
合 計	1,292百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年内返済分を含む)	1,504百万円
------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

35,500百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは当連結会計年度において、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上いたしました。

会 社	場 所	用 途	種 類	金 額
ナカバヤシ株式会社	横浜市旭区	事業用資産	建物及び構築物、土地	540百万円
	岡山県英田郡	貸与資産	建物及び構築物	8百万円
	山形県尾花沢市	遊休資産	土地	4百万円
リーマン株式会社	愛知県愛西市	事業用資産	機械装置及び運搬具等	56百万円
計				608百万円

当社グループは原則として、管理会計上の区分であるカンパニー単位ごとにグルーピングしております。なお、一部の連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングしております。また、遊休資産及び貸与資産については、上記グループから区別したうえで個別物件ごとにグルーピングしております。

当社の所有する事業用資産、貸与資産及び遊休資産の売却の決定を行ったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

リーマン株式会社の事業用資産については収益性が低下しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首株数	当連結会計年度増加株数	当連結会計年度減少株数	当連結会計年度末株数
普通株式	61,588,589株	一株	2,000,000株	59,588,589株

(注)普通株式の減少は、取締役会決議による自己株式消却による減少2,000,000株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	167百万円	3円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	164百万円	3円	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	217百万円	利益剰余金	4円	平成28年3月31日	平成28年6月27日

3. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株数
普通株式	5,890,271株	1,347,176株	2,000,000株	5,237,447株

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加7,176株及び取締役会決議による自己株式取得による増加1,340,000株によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、取締役会決議による自己株式消却による減少2,000,000株によるものであります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に紙製品の製造販売事業を行うための設備資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入にて調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金は銀行借入にて調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としています。

投資有価証券に分類される株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。またその一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引については、外貨建営業債務の為替の変動リスクをヘッジするため、先物為替予約取引を利用しております。なお、為替相場の状況により、1年を限度として、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する先物為替予約等を行っております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引制限を定めた社内規定に基づき行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	7,079	7,079	0
(2)受取手形及び売掛金	10,306		
貸倒引当金 ※1	△3		
	10,303	10,303	0
(3)投資有価証券	1,850	1,850	－
資 産 計	19,233	19,233	0
(1)支払手形及び買掛金	6,296	6,296	－
(2)短期借入金	2,360	2,360	－
(3)未払金	2,514	2,514	－
(4)未払法人税等	402	402	－
(5)長期借入金	11,627	11,614	△13
負 債 計	23,200	23,187	△13
デリバティブ取引※2、※3	(192)	(192)	－

※1 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示する方法によっております。

※3 外貨建金銭債権債務等に割り当てたデリバティブ取引について、ヘッジ対象として一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されている為替予約等の振当処理によるものは、その時価を、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	200
非連結子会社株式	23
合 計	223

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性がないため、記載を省略しております。

一株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 372円13銭
- 1株当たり当期純利益 21円93銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が10銭、1株当たり当期純利益金額が10銭それぞれ減少しております。

その他の注記

該当事項はありません。

(備考) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日
至平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	6,666	8,740	—	8,740
当期変動額				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△454	△454
その他資本剰余金の負の 残高の振替			454	454
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	6,666	8,740	—	8,740

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金							
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利益剰余金 合 計
事業拡張 積立金		特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	配当準備 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,177	100	23	239	65	2,600	959	5,164
当期変動額								
特別償却準備金の積立			5				△5	—
特別償却準備金の取崩			△5				5	—
固定資産圧縮積立金の積立				5			△5	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△10			10	—
剰余金の配当							△331	△331
当期純利益							720	720
自己株式の取得								
自己株式の消却								—
その他資本剰余金の負の 残高の振替							△454	△454
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	0	△5	—	—	△60	△65
当期末残高	1,177	100	24	234	65	2,600	898	5,099

(単位:百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,339	19,231	555	23	579	19,810
当期変動額						
特別償却準備金の積立		－				－
特別償却準備金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の積立		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△331				△331
当期純利益		720				720
自己株式の取得	△393	△393				△393
自己株式の消却	454	－				－
その他資本剰余金の負の 残高の振替		－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△204	△114	△318	△318
当期変動額合計	61	△4	△204	△114	△318	△322
当期末残高	△1,278	19,227	351	△91	260	19,487

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - (a) 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (b) 時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	234百万円
土 地	325百万円
投資有価証券	451百万円
合 計	1,011百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年内返済分を含む)	1,380百万円
------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 30,052百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

松江バイオマス発電株式会社(金融機関借入債務) 1,477百万円

(注) 松江バイオマス発電株式会社に対する保証債務は、当社負担額を記載しており、他社負担額を含めた連帯保証債務総額は2,462百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	2,326百万円
短期金銭債務	1,914百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

営業取引による取引高	10,004百万円
売上高	3,399百万円
仕入高	6,180百万円
その他の営業費用	424百万円
営業取引以外の取引	615百万円

2. 減損損失

当社は当事業年度において、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	金 額
横浜市旭区	事業用資産	建物及び構築物、土地	540百万円
岡山県英田郡	貸与資産	建物及び構築物	8百万円
山形県尾花沢市	遊休資産	土地	4百万円
計			552百万円

当社グループは原則として、管理会計上の区分であるカンパニー単位ごとにグルーピングしております。また、遊休資産及び貸与資産については、上記グループから区別したうえで個別物件ごとにグルーピングしております。

当社の所有する事業用資産、貸与資産及び遊休資産の売却の決定を行ったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	5,890,271株	1,347,176株	2,000,000株	5,237,447株

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加7,176株及び取締役会決議による自己株式取得による増加1,340,000株によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、取締役会決議による自己株式消却による減少2,000,000株によるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	22百万円
賞与引当金	101百万円
退職給付引当金	593百万円
関係会社事業損失引当金	6百万円
投資有価証券評価損	94百万円
たな卸資産評価損	13百万円
関係会社出資金評価損	149百万円
長期未払金	4百万円
減損損失	174百万円
その他	79百万円
繰延税金資産小計	1,238百万円
評価性引当額	△275百万円
繰延税金資産 合計	962百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△141百万円
特別償却準備金	△10百万円
固定資産圧積償立金	△103百万円
現物出資差益	△422百万円
繰延税金負債小計	△678百万円
繰延税金資産の純額	284百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降に解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が12百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が17百万円、その他有価証券評価差額金額が7百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が1百万円減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 当社の子会社および関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注4)
子会社	島根ナカバヤシ株式会社	島根県出雲市	40	ステーションリー関連製品等の製造並びに加工	(所有)直接100%	当社製品の製造 役員の兼任	ステーションリー関連製品等の製造(注1)	3,937	未払金	1,464
							建物等の賃貸(注2)	416	—	—
子会社	フエル販売株式会社	大阪市城東区	90	ステーションリー関連製品等の卸販売業	(所有)直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	ステーションリー関連製品等の販売(注3)	2,349	受取手形 売掛金	202 1,054
子会社	松江バイオマス発電株式会社	島根県松江市	400	木質バイオマス発電事業	(所有)直接55%	役員の兼任	金融機関借入債務に対する保証(注4)	1,477	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ステーションリー関連製品等の製造については、当社製品の市場価格から算定した価格、及び島根ナカバヤシ株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。

(注2) 建物等の賃貸については、建物等の減価償却費、保険料、金利等を勘案して毎年賃貸料金額を決定しております。

(注3) ステーションリー関連製品等の販売については、市場価格を勘案して決定しております。

(注4) 松江バイオマス発電株式会社に対する保証債務は、当社負担額を記載しており、他社負担額を含めた連帯保証債務総額は2,462百万円であります。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

一株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 358円56銭

2. 1株当たり当期純利益 13円10銭

その他の注記

該当事項はありません。

(備考) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。